



平成25年 5 月10日

各 位

会 社 名 株式会社フォンツ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 小野間 史敏
(J A S D A Qコード : 3350)
問合せ先 I R/広報担当 丹藤 昌彦
(0 5 0 - 5 8 3 5 - 0 9 6 6)

(変更) 「ライツ・オファリング (ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て) に関するお知らせ」の一部変更について

平成25年 4 月12日に公表いたしました「ライツ・オファリング (ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て) に関するお知らせ」に記載しております内容について、本日 5 月10日、親会社でありますミネルヴァ債権回収株式会社より、「新株予約権を行使せずに市場にて売却する」との方針から、「新株予約権について、市場の状況を勘案の上、上場期間内に市場において売却するが、上場期間内に売却できなかった場合には、残余新株予約権の全部について権利行使期間内に権利行使する方針に変更する」旨の通知を書面にて受領し、それに伴う開示内容の一部変更が発生いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

変更箇所 (変更箇所は下線で示しております。)

(変更前)

1. 本新株予約権無償割当ての目的等

(1) 本新株予約権無償割当ての目的

⑤株式の流動性の向上

<前略>

本新株予約権無償割当てでは、本新株予約権及び本新株予約権の行使後において発行される株式の一部については、市場で売買されることが想定されており、また、本新株予約権無償割当てで割当てられた本新株予約権の全ての行使がなされた場合は、当該発行済株式総数は 55,528,700 株となります。当社株式を 9,170,000 株 (発行済株式総数に対する割合 33%) 保有する RED 社は、下記「(3) 大株主の行使の見込み等 ①RPH 社の方針」記載のとおり、市場において本新株予約権を追加で取得し、市場の状況によっては当社の親会社となる可能性も視野に入れておりますが、

当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるミネルヴァ債権回収（当社株式を 11,879,100 株保有）、下記「（３）大株主の行使の見込み等 ②ミネルヴァ債権回収の方針」に記載のとおり、本新株予約権を行使せず市場にて売却する方針であるため、同社に割当てられた本新株予約権の全てが市場を通じて流通することになります（本新株予約権無償割当てに係る本新株予約権の全てが行使された場合、行使期間経過後のミネルヴァ債権回収の持株比率は 21.3%となる見込みです。）。この結果、当社の平成 25 年 3 月 21 日現在の株主は、当社の総議決権に対する議決権割合 43%（11,879,100 株）を有するミネルヴァ債権回収、及び当社の総議決権に対する議決権割合 33%（9,170,000 株）を有する RPH 社以外の株主は、議決権割合が 2%以下という状況ですが、上記の RPH 社及びミネルヴァ債権回収の方針が実行されれば、遅くとも本新株予約権の行使期間満了日までの間に、RPH 社が第 1 位株主、ミネルヴァ債権回収が第 2 位株主となり、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が生じる可能性があります。

（変更後）

1. 本新株予約権無償割当ての目的等

（１）本新株予約権無償割当ての目的

⑤株式の流動性の向上

＜前略＞

本新株予約権無償割当てでは、本新株予約権及び本新株予約権の行使後において発行される株式の一部については、市場で売買されることが想定されており、また、本新株予約権無償割当てで割当てられた本新株予約権の全ての行使がなされた場合は、当該発行済株式総数は 55,528,700 株となります。当社株式を 9,170,000 株（発行済株式総数に対する割合 33%）保有する RED 社は、下記「（３）大株主の行使の見込み等 ①RPH 社の方針」記載のとおり、市場において本新株予約権を追加で取得し、市場の状況によっては当社の親会社となる可能性も視野に入れておりますが、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるミネルヴァ債権回収（当社株式を 11,879,100 株保有）は、下記「（３）大株主の行使の見込み等 ②ミネルヴァ債権回収の方針」に記載のとおり、本新株予約権について、市場の状況を勘案の上、上場期間内に市場において売却しますが、上場期間内に売却できなかった場合には、残余の本新株予約権の全部について権利行使期間内に権利行使する方針であるため、同社に割当てられた本新株予約権のうち売却された分が市場を通じて流通することになります（ミネルヴァ債権回収が同社に割当てられた本新株予約権の全てを売却し、本新株予約権無償割当てに係る本新株予約権の全てが行使された場合、行使期間経過後のミネルヴァ債権回収の持株比率は 21.3%となる見込みです。）。この結果、当社の平成 25 年 3 月 21 日現在の株主は、当社の総議決権に対する議決権割合

43% (11,879,100 株) を有するミネルヴァ債権回収、及び当社の総議決権に対する議決権割合 33% (9,170,000 株) を有する RPH 社以外の株主は、議決権割合が 2%以下という状況ですが、上記の RPH 社及びミネルヴァ債権回収の方針が実行されれば、遅くとも本新株予約権の行使期間満了日までの間に、RPH 社が第 1 位株主、ミネルヴァ債権回収が第 2 位株主となり、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が生じる可能性があります。

(変更前)

1. 本新株予約権無償割当ての目的等

(2) 他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

＜前略＞

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対する上場型新株予約権の無償割当てという資金調達方法が、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

なお、本新株予約権無償割当ては行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するものとなっております。この点、株主の皆様におきましては、ご注意いただきたいと存じ上げます。

(変更後)

1. 本新株予約権無償割当ての目的等

(2) 他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

＜前略＞

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対する上場型新株予約権の無償割当てという資金調達方法が、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

上記ミネルヴァ債権回収の平成 25 年 4 月 12 日付書面による本新株予約権を行使せずに全て売却するとの方針に関し、当社は、同年 5 月 10 日、ミネルヴァ債権回収より、本新株予約権について、市場の状況を勘案の上、上場期間内に市場において売却しますが、上場期間内に売却できなかった場合には、残余の本新株予約権の全部について権利行使期間内に権利行使する方針に変更する旨の通知を書面にて受領しましたが、同年 5 月 10 日現在、同年 4 月 12 日における当社の判断に変更はありません。

なお、本新株予約権無償割当ては行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するものとなっております。この点、株主の皆様におきましては、ご注意いただきたいと存じ上げます。

(変更前)

1. 本新株予約権無償割当ての目的等

(3) 大株主の行使の見込み等

②ミネルヴァ債権回収の方針

ミネルヴァ債権回収は、平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合43%（11,879,100株）を所有し、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社ですが、本新株予約権無償割当てにより割り当てられた本新株予約権を行使せず、市場内で売却する方針です。具体的には、ミネルヴァ債権回収は、本新株予約権無償割当てにより同社が割当てを受ける本新株予約権を行使せず、その全てを本新株予約権が上場される金融商品取引所の開設する市場において本新株予約権の上場期間内に売却する方針であり、当該方針を変更した場合は直ちに変更後の方針を当社に対して書面により通知することを、当社に対して書面により通知しております。

<中略>

以上のとおり、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、RPH社は市場において買い付ける方針を、また、ミネルヴァ債権回収は市場において売却する方針を示しておりますが、RPH社による買付け又はミネルヴァ債権回収の売付けの時期、価格及び数量並びにRPH社が買い付けた本新株予約権の行使の時期及び数量は、RPH社又はミネルヴァ債権回収の判断によるものであって、当社として関知しないものであります。このようなRPH社又はミネルヴァ債権回収の行動は、本新株予約権又は当社普通株式の市場価格に大きな影響を及ぼすおそれがありますので、ご留意下さい。

(変更後)

1. 本新株予約権無償割当ての目的等

(3) 大株主の行使の見込み等

②ミネルヴァ債権回収の方針

ミネルヴァ債権回収は、平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合43%（11,879,100株）を所有し、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社ですが、本新株予約権無償割当てにより割り当てられた本新株予約権を、市場の状況を勘案の上、上場期間内に市場において売却しますが、上場期間内に売却できなかった場合には、残余の本新株予約権の全部について権利行使期間内に権利行使する方針であり、当該方針を変更した場合は直ちに変更後の方針を当社に対して書面により通知することを、当社に対して書面により通知しております。

<中略>

以上のとおり、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、RPH社は市場において買い付ける方針を、また、ミネルヴァ債権回収は市場の状況を勘案の上、上場期間内に市場において売却しますが、上場期間内に売却できなかった場

合には、残余の本新株予約権の全部について権利行使期間内に権利行使する方針を示しておりますが、RPH社による買付け又はミネルヴァ債権回収の売付けの時期、価格及び数量並びにRPH社が買い付けた本新株予約権の行使の時期及び数量は、RPH社又はミネルヴァ債権回収の判断によるものであって、当社として関知しないものであります。このようなRPH社又はミネルヴァ債権回収の行動は、本新株予約権又は当社普通株式の市場価格に大きな影響を及ぼすおそれがありますので、ご留意下さい。

(変更前)

1. 本新株予約権無償割当ての目的等

(4) 本新株予約権無償割当て実施後の大株主の状況

＜前略＞

また、ミネルヴァ債権回収が主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなったとしても（本新株予約権無償割当てに係る本新株予約権の全てが行使された場合、行使期間経過後のミネルヴァ債権回収の持株比率は21.3%となる見込みです。）、同社とは引き続きホテル案件の紹介等を通して事業上の協力関係は継続していく方針です。

なお、当社は、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が判明した場合には直ちに適時開示を行います。

(変更後)

1. 本新株予約権無償割当ての目的等

(4) 本新株予約権無償割当て実施後の大株主の状況

＜前略＞

また、ミネルヴァ債権回収が主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなったとしても（ミネルヴァ債権回収が同社に割当てられた本新株予約権の全てを売却し、本新株予約権無償割当てに係る本新株予約権の全てが行使された場合、行使期間経過後のミネルヴァ債権回収の持株比率は21.3%となる見込みです。）、同社とは引き続きホテル案件の紹介等を通して事業上の協力関係は継続していく方針です。

なお、当社は、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が判明した場合には直ちに適時開示を行います。

(変更前)

4. 調達する資金の額及び資金の用途等

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

＜前略＞

なお、100%の行使比率のほかに、50%の行使比率を記載した理由は、上記「1.（3）大株主等の行使の見込み等 ①RPH社の方針」及び「②ミネルヴァ債権回収の方針」の

とおり、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるミネルヴァ債権回収が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権を行使せず、市場内で売却する方針であること、及び平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合33%（9,170,000株）を所有するRPH社が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権に加え、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させるため、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、当該市場の状況を勘案の上、同社の投資方針に合致する範囲で、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させ、市場の状況によっては親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条3項に規定する親会社をいうものと理解しております。以下同じ。）となる可能性も視野に入れた形で、本新株予約権を追加取得し、行使する意向を有していることを書面により確認しているためです。

（変更後）

4. 調達する資金の額及び資金の用途等

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

＜前略＞

なお、100%の行使比率のほかに、50%の行使比率を記載した理由は、上記「1.（3）大株主等の行使の見込み等 ①RPH社の方針」及び「②ミネルヴァ債権回収の方針」の
とおり、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるミネルヴァ債権回収が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権を、市場の状況を勘案の上、上場期間内に市場において売却しますが、上場期間内に売却できなかった場合には、残余の本新株予約権の全部について権利行使期間内に権利行使する方針であること、
及び平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合33%（9,170,000株）を所有するRPH社が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権に加え、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させるため、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、当該市場の状況を勘案の上、同社の投資方針に合致する範囲で、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させ、市場の状況によっては親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条3項に規定する親会社をいうものと理解しております。以下同じ。）となる可能性も視野に入れた形で、本新株予約権を追加取得し、行使する意向を有していることを書面により確認しているためです。

以上